

## 第5 法令違反

一般に法令を狭義に考える場合、「法律」(例えば医療法)を指すが、広義には「法律」、「政令」、「省令」(例えば、医療法施行規則)、「告示」および「通知」(例えば、医政局長通知、指導課長通知)を含んでおり、さらに、近時の医療法人の内部統制の強化により定款(寄附行為)まで含むものとされるようになっており、この報告書では、広義に、定款(寄附行為)まで含めて処理している。

ただし、開示される情報が、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書(一部に、非開示の県あり)に限定されたものであり、その中での法令違反のチェックをした。

私どもが調査対象とした1,746医療法人の事業報告書等は、都道府県知事に提出されたものであり、提出されていない法人が、かなりの数で存在することがわかり、これこそ医療法第46条の4第3項第3号違反であるが、特定できないため、ここでは除外した。

この項でのコンプライアンス：法令遵守のチェックは、公表された事業報告書等の記載内容から、限定された法令違反のみとし、記載された事項は、原則として正しいものとした。

なお、監事の監査報告書は、1,186法人のものを収授しているが、監査報告書のみ提出されていない233法人があった。収授した医療法人の「監査結果」は、全て「無限定適法(正)」であった。限られた資料の中でも重大な法令違反が指摘できる法人もあり、私どもの調査分析の中で議論があったが、今回は、初回であり対応を見送るが、次回で同じような重大な違反を発見、それが「無限定意見」であれば、何等かの対応を考えたい。

## 1 法令違反とした対象（記載なしも誤りとした）

法令違反とした事項は、明らかな誤りのほか、記載すべきとされているのに記載していないものも誤りとしてカウントした。

事業報告書で7項目、財産目録で2項目、貸借対照表で4項目、損益計算書で2項目、監査報告書で5項目、計20項目の正・誤を対象とした。

貸借対照表と損益計算書の「指定の様式」については、指定様式が「格上げになるもの」例えば、診療所法人が病院法人用のものを用いているケースは「正」と見なし、反対、つまり病院法人が診療所法人用のものを用いるケースと、税務申告書の決算書のコピーと思われるものなどは「誤」と見なした。

## 2 正しい記載がなされていた事項

事業報告書等で適法（正）な記載がなされていた、又はいない法人数は、次のとおりであった。

### （1）事業報告書

（件数）

項目	法人	病院法人			診療所法人			老健法人			計		
		正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計
1 法人の概要	(1) 名称	668	172	840	803	95	898	8	-	8	1,479	267	1,746
	(2) 事務所所在地	840	-	840	895	3	898	8	-	8	1,743	3	1,746
	(3) 設立認可登記年月日	747	93	840	813	85	898	8	-	8	1,568	178	1,746
2 事業の概要	(1) 本来業務	727	113	840	877	21	898	8	-	8	1,612	134	1,746
	(2) 附帯業務	839	1	840	898	-	898	8	-	8	1,745	1	1,746
	(3) 収益業務	838	2	840	898	-	898	8	-	8	1,744	2	1,746
	(4) 総会事項	158	682	840	366	532	898	2	6	8	526	1,220	1,746
	(計)	4,817	1,063	5,880	5,550	736	6,286	50	6	56	10,417	1,805	12,222

事業報告書の記載事項の合計件数 12,222 件のうち、正しく記載されているもの 10,417 件（85.2%）、正しくない記載がなされているもの 1,805 件（14.8%）であった。

誤りが最も多かったのは、2（4）社員総会での議決事項であり、1,746 法人のうち実に 1,220 法人（69.9%）、次が 1（1）名称の記載で 267 法人（15.3%）であった。

病院法人の誤りは 1,063 件（18.1%）、診療所法人は 736 件（11.7%）、老健法人で 6 件（10.7%）であった。

## (2) 財産目録

(法人数)

項目	病院法人			診療所法人			老健法人			計		
	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計
1. 貸借対照表と金額の不一致	773	67	840	848	50	898	7	1	8	1,628	118	1,746
2. 所有・賃借が明らかにおかしい	631	209	840	746	152	898	5	3	8	1,382	364	1,746
(計)	1,404	276	1,680	1,594	202	1,796	12	4	16	3,010	482	3,492

財産目録は、次の2項目に絞って法令違反の状況を調査したところ上表のとおりで、3,492件のうち482件(13.8%)が誤りであった。病院法人の誤りが276件(16.4%)、診療所法人の誤りが202件(11.2%)、老健法人の誤りが4件(25.0%)であった。

- ・ 1は、金額の不一致で1,746件のうち118件(6.8%)であった。
- ・ 2は、全て所有のはずが貸借対照表の記載がないもの等で364件(20.8%)であった。

## (3) 貸借対照表

(法人数)

項目	病院法人			診療所法人			老健法人			計		
	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計
1. 項目が合計と不一致	807	33	840	877	21	898	7	1	8	1,691	55	1,746
2. 持分なしで資本金あり	768	72	840	889	9	898	8	-	8	1,665	81	1,746
3. 持分ありで資本金なし	815	25	840	882	16	898	8	-	8	1,705	41	1,746
4. 様式の指定に従っていない	726	114	840	796	102	898	7	1	8	1,529	217	1,746
(計)	3,116	244	3,360	3,444	148	3,592	30	2	32	6,590	394	6,984

貸借対照表は、次の4項目に絞って法令違反の状況を調査したところ上表のとおりで、6,984件のうち394件(5.6%)が誤りであった。病院法人の誤りが244件(7.3%)、診療所法人の誤りが148件(4.1%)、老健法人の誤りが2件(6.3%)であった。

- ・ 1は、貸借対照表の項目計と合計が不一致で55件(3.2%)であった。
- ・ 2は、持分なし法人(例、特定)でありながら資本金があるもので81件(4.6%)であった。
- ・ 3は、2の反対で持分あり法人なのに資本金がないもので41件(2.3%)であった。
- ・ 4は、指定の様式と全く異なるもの(例、税務申告の決算書のコピーと思われるもの等)で217件(12.4%)であった。

## (4) 損益計算書

(法人数)

項目	病院法人			診療所法人			老健法人			計		
	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計
1. 様式の指定に従っていない	782	58	840	807	91	898	7	1	8	1,596	150	1,746
2. 事業損益が正しく区分されていない	718	122	840	879	19	898	7	1	8	1,604	142	1,746
3. 会計期間の整合性	815	25	840	882	16	898	8	-	8	1,705	41	1,746
(計)	2,315	205	2,520	2,568	126	2,694	22	2	24	4,905	333	5,238

損益計算書は、次の3項目に絞って法令違反の状況を調査したところ上表のとおりで、5,238件のうち333件(6.4%)が誤りであった。病院法人の誤りが205件(8.1%)、診療所法人の誤りが126件(4.7%)、老健法人の誤りが2件(8.3%)であった。

- ・ 1は、指定の様式と全く異なるもの(例、病院法人が診療所法人のもの)で150件(8.6%)であった。
- ・ 2は、事業損益の区分が全く異なるもの(例、本来業務などの区分なし)で142件(8.1%)であった。
- ・ 3は、会計期間が事業報告書の会計期間と異なるもので41件(2.3%)であった。

## (5) 監査報告書

(法人数)

項目	病院法人			診療所法人			老健法人			計		
	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計
1. 監事が「1人」「2人」なのに表記違い	755	85	840	807	91	898	8	-	8	1,570	176	1,746
2. 監査結果が4項に分けて記載されていない	824	16	840	885	13	898	8	-	8	1,717	29	1,746
3. 様式が(2行程度で)でため	819	21	840	892	6	898	8	-	8	1,719	27	1,746
4. 監査日付が2ヵ月後より後( )	747	93	840	848	50	898	8	-	8	1,603	143	1,746
5. これだけ提出されていない	601	100	701	582	132	714	3	1	4	1,186	233	1,419
(計)	3,746	315	4,061	4,014	292	4,306	35	1	36	7,795	608	8,403

(注) 印の合計1,746法人との差327法人は某県の未入手分である。

決算期日より、2月以内に決算社員総会を開催すべきである(医療法第51条第1項、組合等登記令第2条第6号・別表第1)が、それを超える日付のものは法令違反とみなした。

## (6) 誤りがあった法人の点数別集計

(法人数)

点 数	病院法人		診療所法人		老健法人		計		備考
	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	法人数	比率	
41点以上	5	0.6	10	1.1	-	-	15	0.9	
35～40点	5	0.6	9	1.0	-	-	14	0.8	
31～35点	9	1.1	18	2.0	-	-	27	1.5	
26～30点	13	1.5	13	1.4	-	-	26	1.5	
21～25点	44	5.2	33	3.7	1	12.5	78	4.5	
20点	13	1.5	9	1.0	-	-	22	1.3	
19点	15	1.8	19	2.1	-	-	34	1.9	
18点	10	1.2	6	0.7	-	-	16	0.9	
17点	16	1.9	11	1.2	-	-	27	1.5	
16点	24	2.9	18	2.0	2	25.0	44	2.5	
15点	15	1.8	15	1.7	-	-	30	1.7	
14点	12	1.4	11	1.2	-	-	23	1.3	
13点	17	2.0	22	2.4	-	-	39	2.2	
12点	34	4.0	19	2.1	1	12.5	54	3.1	
11点	43	5.1	4	0.4	-	-	47	2.7	
10点	43	5.1	12	1.3	-	-	55	3.2	
9点	50	6.0	23	2.6	1	12.5	74	4.2	
8点	14	1.7	63	7.0	-	-	77	4.4	
7点	23	2.7	49	5.5	-	-	72	4.1	
6点	52	6.2	136	15.1	-	-	188	10.8	
5点	57	6.8	6	0.7	1	12.5	64	3.7	
4点	55	6.5	17	1.9	-	-	72	4.1	
3点	114	13.6	35	3.9	1	12.5	150	8.6	
2点	52	6.2	55	6.1	1	12.5	108	6.2	
1点	20	2.4	30	3.3	-	-	50	2.9	
(小計)	755	(89.9)	643	(71.6)	8	(100)	1,406	(80.5)	
0点	85	10.1	255	28.4	-	-	340	19.5	( )
(計)	840	100	898	100	8	100	1,746	100	

( ) 0点は、誤りなしであるが、比率を出すためここに示した。

調査対象法人 1,746 法人のうち、法令違反の指摘ができなかった(ここでは、誤りでなかった。)法人は 340 法人(19.5%)であり、残り 1,406 法人(80.5%)は、何等かの法令違反が認められた。病院法人の法令遵守率は 10.1%、診療所法人は 28.4%、老健法人では「0」であった。

「誤り」のうち、1点から 10点までに、910 法人(52.1%)があり、過半数が微細な法令違反とも考えられる(5点以上は、医療法違反の可能性大)。一方で、21点以上の医療法人が 160 法人(9.2%)もあり、これらの法人は、法令遵守以前の法令無視の状態にあると言わざるをえない。

点数別集計の医療機関種類別の計を集計すると、次のようになる。

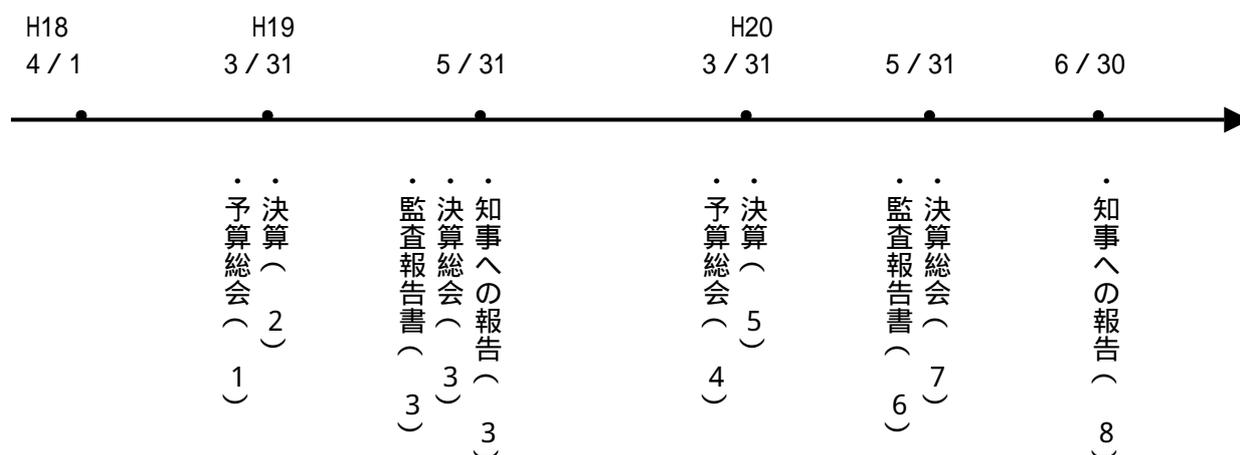
項目	病院法人			診療所法人			老健法人			合 計		
	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計	正	誤	計
1. 全て正しいもの	85	-	85	255	-	255	-	-	-	340	-	340
2. 誤りがあるもの	-	755	755	-	643	643	-	8	8	-	1,406	1,406
(計)	85	755	840	255	643	898	-	8	8	340	1,406	1,746

監事の監査報告書の理事・社員総会の提出については、医療法に明確な規定はない。

### (7) 平成19年度会計期の決算

平成19年度・会計期の決算は、次のようになされるはずである。

[3月末決算・平成19年度]



[符号の説明]

- ( 1 ) 社団の旧モデル定款(例)第13条
- ( 2 ) 社団の旧モデル定款(例)第14条
- ( 3 ) 社団の旧モデル定款(例)第15条                      旧法第51条
- ( 4 ) 制度基本通知 社団のモデル定款(例)第13条(以下、「定款例」)
- ( 5 ) 定款例第14条、同第15条第1項
- ( 6 ) 定款例第19条第4項第3号
- ( 7 ) 定款例第15条第1項、同第16条
- ( 8 ) 定款例第15条第3項、医療法第52条

平成19年度3月末日決算の流れは、以上のようなはずであり、監事の監査報告書は、組合等登記令第2条第6号により、「純資産の確定」の前に監事監査が終わっている、つまり(決算)社員総会の前に提出されているべきであり(6)のものを対象とした。